

○松本市建設工事一般競争入札実施要綱

平成10年3月9日

告示第29号

改正 平成13年8月7日告示第392号

平成16年3月26日告示第96号

平成19年5月31日告示第288号

平成20年5月30日告示第341号

平成23年7月11日告示第370号

平成24年3月30日告示第193号

平成27年3月31日告示第135号

平成28年3月31日告示第74号

平成29年3月31日告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札制度の一層の公平かつ透明性の確保を図るため、本市が発注する建設工事のうち、一定金額以上の建設工事について、一般競争入札を実施するため、松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、一般競争入札とは、本市が発注する建設工事について、一定の資格を満たしていると確認されたすべての者が参加できる入札をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計金額が1億5,000万円以上のものうちから、松本市業者指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）において指定する。

(参加資格)

第4条 一般競争入札に参加することができる者（共同企業体を結成する場合においては、その構成員）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとし、入札公告日から落札決定日までの間、当該参加資格を有していなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年告示第11号）第8条の規

定による建設工事入札参加資格者名簿又は松本市建設工事共同企業体運用要綱(平成8年告示第227号)第8条の規定による経常建設共同企業体入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(3) 有効な経営事項審査結果通知書、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書(以下「経審結果通知書等」という。)の交付を受けている者であること。

(4) 松本市建設工事等入札参加者に係る指名停止要領(平成9年訓令甲第1号。以下「停止要領」という。)第1条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 対象工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資金面等においては密接な関係があると認められる者でないこと。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(6) 対象工事の許可業種に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を有し、これらの技術者を専任で配置できる者であること。

(7) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。

(8) 同一の一般競争入札において、次のいずれかに該当する者が参加していないこと。

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

イ 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

(9) 停止要領別表第2第1項第1号及び第2号に規定する代表役員等及び一般役員等が松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、対象工事ごとの参加資格として、次に掲げる事項を定めることができるものとする。

(1) 対象工事の許可業種に係る経審結果通知書等の総合評点又は長野県建設工事入札参加資格の資格総合点数

(2) 対象工事の許可業種に係る建設業法第15条に規定する特定建設業の許可の有無

(3) 対象工事の許可業種に係る工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領(昭和41年建設省厚第79号)に規定する技術評価点数

(4) 経審結果通知書等の経営状況の評点

(5) 本店、支店及び営業所等の所在地の要件

(6) 元請としての施工実績

(入札参加資格確認申請)

第5条 一般競争入札への参加を希望する者は、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)、参加資格確認調書(様式第2号)、工事の施工実績書(様式第3号)、配置予定技術者一覧表(様式第4号)及び経審結果通知書等の写し並びに松本市建設工事共同企業体運用要綱(平成8年告示第227号。以下「運用要綱」という。)第4条に規定する特定建設工事共同企業体にあつては、前記のほか特定建設工事共同企業体協定書(様式第5号)、委任状(様式第6号)、使用印鑑届(様式第7号)及び特定建設工事共同企業体構成員資格調書(様式第8号)(以下「申請書等」という。)を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、入札参加資格の有無について審査するものとする。

(入札参加資格通知)

第7条 市長は、前条の規定により審査した結果を、松本市建設工事一般競争入札参加資格確認通知書(様式第9号)により申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった者は、市長に対して文書でその理由について説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、その理由を文書により回答するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第8条 市長は、入札参加資格を有すると認めた者(以下「入札参加資格者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 政令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。

(2) 第5条の規定により提出された書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 停止要領の規定により指名の停止を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格者が一般競争入札の参加者資格を喪失したときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

(説明会の開催)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、対象工事の内容等に関する説明会を開催することができるものとする。

(公告)

第10条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第106条各号に掲げる事項のほか、一般競争入札に必要な事項を公告する。

(設計図書等の閲覧等)

第11条 設計図書等の閲覧、貸出又は配布の期間及び方法は、前条の規定による公告の文書に記載する。

2 設計図書等に対する質問等は書面により行うものとし、回答書は閲覧に供するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第12条 対象工事の入札をしようとする入札参加資格者は、初回の入札において、入札額の積算資料として工事費内訳書を作成し、自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出しなければならない。

(入札参加資格者名の非公開)

第13条 一般競争入札の入札参加資格者名は、入札が終了するまで非公開とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月7日告示第392号)

この告示は、平成13年8月7日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日告示第96号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日告示第288号)

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日告示第341号)

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

附 則 (平成23年7月11日告示第370号)

この告示は、平成23年7月11日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成24年3月30日告示第193号）

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第135号）

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第74号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成29年3月31日告示第98号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

様式第1号（その1）（第5条関係）

様式第1号（その2）（第5条関係）

様式第1号（その3）（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

様式第9号（第7条関係）